

議案第13号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例

(東京都板橋区個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 東京都板橋区個人情報保護法施行条例(令和4年板橋区条例第54号)の一部を次のように改正する。

付則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例(令和4年板橋区条例第55号)の一部を次のように改正する。

付則第2条第2項及び第3項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東京都板橋区議会個人情報保護条例の一部改正)

第3条 東京都板橋区議会個人情報保護条例(令和4年板橋区条例第65号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する条例(昭和35年板橋区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例(昭和35年板橋区条例第10号)の

一部を次のように改正する。

第25条の2第3号及び第4号並びに第25条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例(昭和35年板橋区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し及び同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東京都板橋区特別区税条例の一部改正)

第7条 東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正)

第8条 東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例(昭和50年板橋区条例第9号)の一部を次のように改正する。

第10条中「一」を「いずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年板橋区条例第31号)の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次項及び付則第7項において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第25条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 6 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に

係る部分に限る。)並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 7 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第9条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、板橋区規則(第3条の規定に関する経過措置にあつては板橋区議会規則、第9条の規定に関する経過措置にあつては板橋区教育委員会規則)で定める。ただし、第4条、第5条又は第9条の規定に関する経過措置を定める場合には、あらかじめ特別区人事委員会の承認を得なければならない。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備をする必要がある。